

# 会 議 録

## 1 会議名

上越市防災会議

## 2 議題（公開・非公開の別）

- (1) 上越市地域防災計画の修正案について（公開）
- (2) 上越市水防計画の修正案について（公開）
- (3) その他（公開）

## 3 開催日時

平成26年3月25日（火）午後1時30分から

## 4 開催場所

上越商工会議所会館 3階 大ホール

## 5 傍聴人の数

0人

## 6 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・上越市防災会議委員：別添出席者名簿のとおり（43人中38人出席（代理出席含む））
- ・事務局：（防災計画課）笠原課長、大島副課長、五十嵐室長、笠松係長、水澤係長、市川主事、阿部主事、西山主事  
（防災危機管理課）江口課長、小嶋副課長、岩野副課長、槇嶋係長

## 7 発言の内容

### (1) 会長挨拶

（村山会長）

春分を過ぎ、南の国から桜の便りが届き始めました。私たちのまちは、間もなく花のとき、桜の季節を迎えます。

本日は、年度末のお忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。委員の皆様には、日頃、当市の防災行政の推進にご理解、ご協力をいただいておりますことに、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

今冬を振り返りますと、当市においては平年に比べ雪が少ない状況でありましたが、雪下ろしや除雪作業中の事故により、お二人が亡くなる悲しい事故が発生いたしました。改めてお悔みを申し上げます。

また、この冬は関東甲信地方が大雪に襲われ、当市では、災害時に相互に応援する

ことを協定している甲府市へ、民間事業者の協力を頂きながら、人員、除雪車、資機材をお送りし、感謝を受けながら除雪支援活動を展開いたしました。

山梨県では、今回の記録的な大雪を受けて、雪による被害を想定した対策を盛り込むため、今後、地域防災計画を見直す方針であると報道されております。災害対策においては、その時々状況を踏まえ、必要に応じて常に見直しを行っていくことが重要であると、改めて感じたところであります。

さて、当市の地域防災計画の見直しにつきましては、昨年の3月に、「地震災害」、「自然災害」、「原子力災害」、そして、「一般災害」の4つの対策編について修正を行ったところでありますが、残る「津波災害対策編」につきましても、昨年末に新潟県の津波浸水想定が公表され、県計画の「津波災害対策編」の内容が示されたことを受け、事務局で原案を作成し、防災会議幹事の皆様と庁内関係課から、数度にわたり計画内容の点検とご意見をいただきながら作業を進めてまいりました。

この間、限られた時間の中での作業となりましたが、皆様には大変お忙しい中、ご協力いただきました。改めて深く感謝を申し上げます。

いただいたご意見を反映した計画案でパブリックコメントを実施し、最終的な計画案を取りまとめ、本日、お諮りさせていただく運びとなりました。

また、地震災害対策編など他の4編につきましても、災害対策基本法の改正や県計画の修正内容等を踏まえた時点修正を行うとともに、水防法の改正に基づき「上越市水防計画」の修正も行いましたので、本日、あわせてお諮りさせていただくこととしております。

津波災害対策編が加わることにより、当市の地域防災計画はひとまず完成いたしますが、これがゴールではなく、計画に基づく各種対策にしっかりと取り組んでいくことが大変重要であると思っております。災害弱者と呼ばれる皆様にきめ細かい対応ができる計画をつくり、災害対応を実施していきたいと考えておりますので、委員の皆様には、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶といたします。

## (2) 議事

(村山会長)

議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

最初に、議題1「上越市地域防災計画の修正案について」ご審議いただきます。

ご質問ご意見につきましては、説明が終わってからお受けしたいと思います。それ

では事務局、説明をお願いします。

(事務局)

防災計画課長の笠原と申します。よろしくお願いいたします。それでは、少しお時間をいただき、上越市地域防災計画の修正案について、そのポイントを絞ってご説明いたします。主にプロジェクターを使って説明させていただきますが、お手元の資料1と同じ内容でございます。プロジェクターの文字や図が小さくて見づらい場合には、お手元の資料1をあわせてご覧ください。

—資料1に基づき説明—

資料1についての説明は以上であります。

引続きまして、パブリックコメントの結果について、ご報告いたします。お手元の資料2「パブリックコメントの結果と対応について」をご覧ください。津波災害対策編(案)につきましては、2月10日から3月11日までの間、パブリックコメントを実施し、11人の方から14件のご意見をいただきました。計画(案)の内容に対する直接的なご意見は無く、今後の対策に関する具体的な提案や要望などでありました。いただいたご意見とそれに対する市の考え方については、お手元の資料2をもって、報告に代えさせていただきますと思います。後ほどご覧ください。

それでは最後に、他の災害対策編の時点修正についてであります。冒頭申し上げましたとおり、災害対策基本法の改正や新潟県の地域防災計画各編の修正に伴う時点修正であります。資料につきましては、事前にお配りいたしました、別冊ファイルの「その他の災害対策編修正概要」をご覧くださいと思います。災害対策基本法等の改正に関する主な内容は、先ほど津波災害対策編の最後に説明いたしました、「避難行動要支援者名簿の作成」、「国による災害応急対策の応援・代行」、「安否情報に関する住民等からの問合せ対応」の3点が主な修正であります。また、新潟県の地域防災計画の修正に伴う修正内容につきましては、主に、当市の計画に県の計画を引用して記載しております、県の役割等に係る部分の修正であり、このほかは、用語の変更などの軽微な修正でありますので、詳細につきましては、お手元の資料をもって説明に替えさせていただきますと思います。

議題1「上越市地域防災計画の修正案について」の説明は以上であります。

(村山会長)

ありがとうございました。それでは続けて、委員の皆様から津波災害対策についての補足説明をお願いします。

まず、上越海上保安署様、お願いします。

(上越海上保安署 山下専門員)

上越海上保安署の山下と申します。東日本大震災後の海上保安庁の活動についてご説明させていただきます。

海上保安庁では東日本大震災発生時に被災地での主な災害活動といたしまして、全国から巡視船・航空機を派遣いたしまして、生存者の救助、被災患者の緊急輸送、行方不明者の捜索、漂流船の生存者の確認、火災消火、福島第一原発における監視警戒を実施してまいりました。また、被災地の要望に応じまして巡視船・航空機等による支援物資の輸送にも当たりました。

今後、起こりうる自然災害への対策といたしましては、海上保安庁は災害対応能力を強化した巡視船、救難防災資機材を整備するとともに、災害応急対策に当たっては関係機関との連携が重要であることから、自然災害に備えた合同訓練に積極的に参加しております。

上越海上保安署といたしましても、上越市を始め、糸魚川市、柏崎市の各防災訓練に参加し関係機関との連携を深めてまいりました。津波災害につきましては、地震発生から津波来襲まで時間的余裕が無い状況も想定されますことから、昨年6月に直江津港に関係する行政機関、企業、団体等で構成いたします「直江津港船舶津波・台風等対策協議会」総会におきまして、気象庁から発表される津波警報の確認を経まして船舶ごとのとるべき対策は、津波警報発令と同時に自動的に発令するように協議し、対応の見直しを行いました。

今後も関係機関との連携強化、津波防災に関する必要な対策を行ってまいりたいと考えております。

(村山会長)

ありがとうございました。続きまして、高田河川国道事務所様、お願いします。

(蘆屋委員代理)

高田河川国道事務所の高橋です。

それでは、お手元に配布しました「高田河川国道事務所の津波対策」という資料で説明させていただきます。

お手元の資料に記載のとおり、本日は5点事例を紹介させていただきます。

1点目は緊急避難階段設置です。国道8号線沿いの駐車スペースに階段やスロープを設置しております。課題といたしまして、平成25年に設置したものであり、新潟県の

津波浸水想定と整合を図っていないことから、津波に対して安全な場所であるかどうかの評価をしていない状況であります。今後、安全確認をしていきたいと考えております。また、避難階段はあくまでもドライバーの利用の観点から設置しております。場合によっては集落の方の利用のことを考え、国土交通省だけではなく関係機関が連携して避難階段を設置することも必要だと考えております

2点目は海拔表示です。避難階段等の設置場所にその場所の標高を示したシールを設置しております。津波の浸水エリアを示すものではなく、場所の高さを示すものでありますので、情報を明確にしたほうがよいか検討しております。

その他道路関係では、道路情報板に津波警報発令の情報を表示いたします。ちなみに資料裏に避難階段の設置箇所、道路情報板の設置箇所を記しております。

続きまして、河川関係の取組でございます。保倉川マリーナ陸閘門です。洪水時にマリーナへの浸水を防止する設備です。この3月に全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連動し津波警報発令時に自動的に閉門するシステムを導入いたしました。

続いて5点目でございます。東雲町でございます排水樋管の遠隔操作化をしております。この対策については平成14年に実施しております。ただし、操作者不在時に津波が発生した場合、どのように対処するかが課題でございます。常時排水を行っており、万一の誤操作時に湛水してしまうことの無いよう、J-ALERT等と連動するなどの自動化を慎重に検討しているところでございます。以上でございます。

(村山会長)

ありがとうございました。続いて、新潟地方気象台様、お願いします。

(安藤委員代理)

新潟地方気象台の原と申します。

それでは、地震・津波に関する情報ということで説明させていただきます。気象台からは資料を3点お配りさせていただいております。パンフレットの2点につきましては、後ほどご覧になっていただければと思います。本日は「地震・津波に関する情報」という資料に則って説明させていただきます。

気象庁では、平成23年の東日本大震災の津波災害が甚大な被害をもたらしたことを受け、津波警報等の運用や発表方法、表現内容等の課題に取り組んでまいりました。これらの課題について検証を重ねたうえで、1年前の平成25年3月から新しい津波警報を運用しているところでございます。改善のポイントは3点ございます。追って説明いたします。

資料に沿って説明させていただきます。まず資料 2 ページに地震が発生した場合の津波に関する情報の流れを記載しています。津波による災害のおそれがあると予想される場合の説明をさせていただきます。3 ページになります。地震が発生した場合には緊急地震速報を発表いたします。緊急地震速報は震度 5 以上の揺れが発生した場合に、震度 4 以上の揺れが予想されると発表いたします。また、震度 6 弱以上の揺れが予想された場合には、昨年 8 月 30 日から運用を開始しております特別警報に位置付けて発表いたします。なお、緊急地震速報は震源付近では発表が間に合わないこともございますのでご注意くださいと考えております。新潟県の発表区域は、新潟県上越、新潟県中越、新潟県下越、新潟県佐渡の 4 区域に発表されます。4 ページをご覧ください。地震発生から 1 分 30 秒後に震度 3 以上を観測した区域と発現時刻を速報として発表いたします。続いて 5 ページになります。地震発生から 3 分を目途に津波警報等を発表いたします。先ほど冒頭で申し上げた 3 つの改善のポイントになりますが、1 点目はその海域における最大級の津波を想定して警報等を発表することとしたことです。津波の高さは、地震の規模や位置を推定して決定されますが、マグニチュード 8 を超える巨大地震においては、精度が高い情報をすぐに把握することが困難であり、発生直後に発表した地震の規模が過小であると判断される場合には、最大級の津波を想定することとしました。2 点目としまして、巨大地震では、大津波警報や津波警報で津波の高さを巨大、高いと表現することとしました。巨大と表現することで東日本大震災クラスの非常事態であるということを印象づけて、高台等への避難行動につなげるということです。3 点目につきまして巨大地震においても、約 15 分で精度の高い情報を把握できますので、5 段階の数値を使った情報をお出しするということです。

ここで、注意していただきたい点として、津波の高さは海岸における平均の値でございますので、場所によっては予想よりも高い津波が押し寄せることもございます。また、現在の津波予測の技術では、予想される津波の高さは半分から 2 倍程度の幅がございます。さらに、海岸から内陸に津波がさかのぼる高さ、遡上高については気象庁が発表する津波高から最大で 4 倍になる場合もあります。こういった点も頭に入れておく必要があります。次に 6 ページです。新潟県の津波予報区になります。本州の上中下越と佐渡の 2 つになります。7 ページ、8 ページについて、こちらが情報の例になります。7 ページが直後に発表する定性的な表現の例になります。8 ページが正確な情報を把握した時点で発表する定量的な表現の例となります。ご確認いただければと思います。9 ページ目に新潟県の津波の観測点を示してございます。4 地点それぞれに

津波の到達時刻を発表することとしておりますので、ご確認いただければと思います。10 ページ目でございます。津波予報の内容を示してございます。津波警報等の発表がされていない予報区における海面変動や津波注意報が解除された以降の海面の変動をお知らせする情報でございます。その他 10 ページ下部には震源・震度に関する情報等の内容を示してございます。ご確認いただきたいと思います。11 ページ目でございます。津波が観測された場合の情報です。沖合には GPS 波浪計を設置している箇所がございますが、そこで観測された値を用いて海岸線に到達する時刻等を発表するものがございます。津波情報につきましては、今までは第 1 波を観測した時点で数値を用いて発表していた津波高を、第 2 波、第 3 波が高いことも想定されることから「観測中」と表現する場合もございます。住民の方にこれから大きい津波が来るということを知っていただくためでございます。最後のページでございます。津波に対する注意点でございます。これらのことを市民の皆さんに知っていただくことが重要と考えております。このことにつきましては、气象台としましても、市民等の皆さんに周知・啓発してきたところでございますが、引き続き、関係機関の皆様のご協力を得ながら取り組みたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

(村山会長)

ありがとうございました。続きまして、上越地域振興局地域整備部様、お願いします。

(田辺委員)

上越地域振興局地域整備部の田辺と申します。よろしくお願いいたします。

海岸保全施設の耐震点検について、説明させていただきます。

このことにつきましては、先ほど事務局から説明がありましたとおり、津波災害対策編策定の基本方針、津波を防ぐ対策、津波防護施設の整備にも挙がってございました海岸保全施設の耐震化でございます。資料をご覧ください。新潟県では、海岸保全施設の整備を計画的に進めておりますが、風浪、高潮に備える目的で整備を進めており、津波に備えるための整備は進めておりません。そこで、今回の津波浸水想定を基に調査を行い、上越地区においては、津波は施設の高さを超えないとの結果でございました。ただし、施設も耐震性がありませんと、地震発生時に破壊されてしまい津波が浸水することになってしまいますので、今年度に施設の耐震点検を実施いたしました。その結果についてご説明いたします。今回の調査は、資料にございますように、詳細調査を必要とする箇所を抽出するための概略調査でございます。範囲は上越市名立区

名立大町から柿崎区竹鼻です。この範囲には漁港、港湾区域は含まれておりません。構造物の形式については直立護岸と緩傾斜護岸がございます。2 ページの調査フローをご覧ください。赤い点線で囲まれた部分が全体の基礎調査でございます。その後、土堰堤形式については、地震力の設定、耐震点検を経て、詳細調査が必要な箇所を抽出してございます。また、重力・矢板形式については、耐震性の検討、液状化・変状度及び劣化度判定、危険度の想定を経て、詳細調査が必要な箇所を抽出してございます。3 ページをご覧ください。土堰堤形式のフローでございます。まず被害想定パターンでございますが、ここにC、Dクラスとありますのは、補足説明をいたしますと5 ページでございます「※被害想定パターン」のことでございます。どの程度沈下するかということで、例えばCクラスは沈下量に0.5を乗じておりますので50%沈下するということです。3 ページに戻りまして、A、BクラスやC、Dクラスでも沈下量が2メートル以下のものは、詳細調査を行わないということでございます。それ以外については、背後の浸水被害、背後の地盤の高低、その次には、背後地の土地利用状況、重要な公共施設の有無等で判定しまして、全て該当するというのであれば、調査委調査が必要であると判断いたします。その結果を5 ページに示してございます。土堰堤形式は10箇所ございます。一部柿崎の直海浜が、25%の沈下という結果ですが、先ほどのフローで調査をした結果、土堰堤形式の10箇所全て、詳細調査は不要という結果でございます。

次に4 ページでございます。重力・矢板形式ということで、直立護岸形式の調査フローでございます。まずは、危険度パターンでございますが、I II IIIクラスというのは、6 ページに補足説明してございます。「※危険度評価」の部分でございますが、まず、地震力で安定計算を行いまして、その時点で危険ということであれば危険度I、倒れないということであっても、液状化が発生するということであれば危険度Iに該当するということになります。次に変状度、劣化度の調査を行いまして、危険度が高い順になっております。ページは戻りまして、耐震点検結果が危険度IVであれば詳細調査は不要ということになります。I II IIIクラスであれば、土堰堤形式の調査と同様に背後地盤の調査、背後地の土地利用等の評価を行い、詳細調査の要不要を判定していきます。その結果を6 ページに示しております。上部の表をご覧ください。能生海岸から大潟海岸までの9海岸ございますが、まず簡易図法解析で安定度を判定しているわけでございますが、×がついている箇所が危険度Iです。例えば、危険度Iという評価でも表の最上部の箇所のように、背後地盤が高いということであれば詳細調査



は不要ということです。ただ、ご覧になってお分かりのように詳細調査が必要な箇所がございます。直江津の有間川・長浜では擁壁背後に人家があり、上越の虫生岩戸・五智国府では幹線道路に隣接しているため詳細調査が必要となっております。

この上越地区で詳細箇所が必要とされた 3 箇所を含め、現在全県の調査結果を県庁で集約しております。今後、重要度、危険度を判定し優先順位を設け詳細調査に入ることになっております。また 26 年度以降、詳細調査の結果、改築、耐震強化が必要な箇所については順次工事進めていくことになっておりますので、必要となれば速やかに実施していきたいと考えております。以上でございます。

(村山会長)

ありがとうございました。最後になりますが、上越市の防災危機管理部、説明をお願いします。

(宮崎委員)

上越市防災危機管理部長の宮崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元の資料は、「上越市の今後の津波対策について」をご覧ください。

先ほど津波災害対策編の案について事務局から説明がございましたとおり、本市では、基本方針の 3 つの柱に基づきソフト、ハードの両面において様々な対策を行ってまいりたいと考えているところであります。お手元に配布した資料でございますが、本日の防災会議前後の取組、また平成 26 年度の取組について、イメージを伝えさせていただきたいと思っております。津波災害対策として重要なのは、何よりも住民自らの迅速な避難行動が大切であります。そのため、当部では、昨年末の新潟県の津波浸水想定公表後、1 月下旬に、浸水が想定される沿岸 6 地域 41 町内会を対象に、現在の状況認識と津波ハザードマップの作成を目的にワークショップを開催いたしました。また、浸水が想定されない大潟区では、2 月に入り津波浸水想定の説明会を実施しておりますし、2 月中旬には、新潟県の防災企画課長様をお招きし、広く市民を対象に津波の知識、浸水想定の内容、津波災害時にとっていただきたい行動など、説明会を開催いたしました。220 人の市民から参加をいただいております。1 月に開催しましたワークショップは、市内 5 会場で開催し、41 町内会から 168 名の参加をいただきました。参加者は、町内会役員の皆さんを初め、上越地域消防本部の職員、消防団及び市の防災アドバイザー（防災士の中から市が委嘱した者）の皆さんであります。今回の津波浸水想定状況を説明し、想定される事象に対し、地域としてどのように受け止め、何ができるか、また、何をすべきか、真剣な議論が行われました。そして、津波災害時に避難が

必要な範囲と、いざという時の避難場所や避難経路の検討を行いながら、避難時の注意事項や危険箇所など、地域における課題を抽出し、地図に落とし込む作業を行いました。お手元に添付してございます暫定版の津波ハザードマップは、この作業を経て作成したものでございます。4月当初に、沿岸地域の皆さんにお配りする予定としております。今後、県の中小河川の津波遡上の検討結果を踏まえた、新たな津波浸水想定に基づき、津波ハザードマップの確定版を、8月頃を目途に作成し、市内の全戸に配布するとともに、今後の地域での勉強会や津波避難訓練などでも活用いただけるよう、働き掛けてまいります。また、このワークショップでは、各地域に共通する主な課題として、避難場所までの誘導看板の設置や海拔表示の充実、海水浴客への津波情報の伝達や避難誘導、高台に避難するため避難路の整備などが挙げられました。これらの地域の課題につきましては、今回の津波災害対策編（案）にも反映してございますし、4月以降、市内の津波浸水が想定される地域において、民間施設を含めた既存施設の津波避難施設としての適否や、新たな施設の要否、場所、規模などについて調査、検討することといたしております。さらに、津波避難計画の策定も進めてまいります。避難計画につきましては、今後、新潟県が策定する指針に基づき、避難対象地域や避難場所・避難所、避難経路等を具体的に定めながら、それぞれの地域における実効性のある避難計画を作成するものであります。当市では、先ほど申し上げましたとおり、既に、地域の皆さんと津波ハザードマップの作成作業を通じてこれらの検討を進めるとともに、来年度には津波避難施設の調査も行います。また、都市計画マスタープランの策定では、津波防災の観点からのまちづくりも検討しておりますので、これらの結果等を踏まえながら、実効性のある津波避難計画について検討してまいりたいと考えております。関係機関の皆様にも、ご協力をお願いいたします。私からは、以上であります。

(村山会長)

ありがとうございました。

それでは、只今説明のございました、上越市地域防災計画の修正案についてご意見、ご質問をお受けいたします。

発言される方には挙手をお願いします。所属・氏名の紹介の後、発言をお願いします。

(浅野委員)

上越地域消防事務組合の浅野でございます。よろしくをお願いいたします。

質疑ではございませんが、一言述べさせていただきます。

上越市の地域防災計画の見直しに際しましては、消防機関として参画させていただきました。また当機関の意見を反映していただきました。

3年前の東日本大震災におきましては、当組合も緊急消防援助隊として被災地に隊を派遣し活動しましたわけではございますが、その時の経験も踏まえまして地域に不足している資機材を整備させていただいたところがございます。また震災地における消防の活動指針につきましても再度見直しを行ってきたところがございます。いずれにいたしましても効率のよい災害対策を実施していくには、何が起こるかということを確認に把握することが必要であると考えております。災害活動に際しましては、当組合と上越市と円滑かつ十分な情報共有を図りながら市民の安全確保に努めていきたいと考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

(村山会長)

ありがとうございました。事務局からお答えございますか。

(事務局)

ありがとうございました。これまでも上越地域消防事務組合様とは火事に限らず、災害時に連絡を密にさせてきたところ。無線のデジタル化についても、情報をいただける仕掛けをお願いしているところ。引き続き市民の安全・安心を守るために、連携しながら一緒に取組たいと考えておりますし、関係機関との皆様とも、引き続きご協力いただきながら迅速な災害活動・避難行動に結びつけていきたいと考えております。

(村山会長)

ありがとうございました。他にご意見・ご質問ございますか。いかがでしょうか。

ご質問・ご意見がないようであれば、上越市地域防災計画の修正は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、原案のとおり決定し、災害対策基本法第42条の規定に基づき、新潟県知事に報告することといたします。

なお、字句修正等の軽微な内容修正については、事務局に一任いただきたいと思います。いかがでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、続きまして議題2「上越市水防計画の修正案について」であります。事務局、説明をお願いします。

(事務局)

防災危機管理課の江口と申します。

それでは、議題2「上越市水防計画の修正案について」ご説明いたします。

資料は、お手元の資料3をご覧ください。

—資料3に基づき説明—

水防計画修正案の説明は以上であります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

(村山会長)

ありがとうございました。ただいまの水防計画の修正案についての説明に、ご意見、ご質問をお受けいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

上越市水防計画の修正については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、原案のとおり決定し、水防法第33条の規定に基づき、新潟県知事に報告することといたします。

なお、字句修正等の軽微な内容修正については、事務局に一任いただきたいと思います。ですが、いかがでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、続きまして議題3「その他」であります。

事務局、説明をお願いします。

(事務局)

長時間ご審議いただき、ありがとうございました。

それでは、事務局から事務連絡を3点ほどお伝えいたします。

- ・ 今後の地域防災計画見直しの予定と進め方について
- ・ 防災会議委員の皆様の異動等に伴う報告のお願い
- ・ 原子力防災ガイドブックについて

事務局からは、以上であります。

(村山会長)

ありがとうございました。

委員の皆様からご質問等ございますか。

本日本日予定しておりました議事はすべて終了いたしました。

委員の皆様のご協力に心から感謝申し上げます。

東日本大震災から 3 年が経過する中、皆様のお陰をもちまして、当市の地域防災計画の修正作業がひとまず終了いたしました。

新たな課題となりました、津波と原子力の災害対策を初め、あらゆる災害にしっかりと対処できるよう、引き続き取組んでまいりたいと考えておりますので、今後とも、皆様のご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上をもちまして議長の任を解かせていただきます。

ありがとうございました。

(事務局)

委員の皆様には、長時間にわたりご協議いただきまして、誠にありがとうございました。

修正後の計画の本編につきましては、県知事に報告したのち、印刷・製本し皆様にお届けいたしますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

ありがとうございました。

## 8 問合せ先

防災危機管理部防災計画課計画係

TEL : 025-526-5111 (内線 1638)

E-mail : bousaikeikaku@city.joetsu.lg.jp

## 9 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。

上越市防災会議出席者名簿

平成26年3月25日

区分	所属機関	職名	委員氏名	出欠	代理出席者	
					職名	氏名
会長	上越市	市長	村山秀幸	出席		
第1号	陸上自衛隊第5施設群	群長	高岡久	代理出席	連絡幹部	川尻将久
	上越海上保安署	署長	揚野寛治	出席		
	国土交通省高田河川国道事務所	所長	蘆屋秀幸	代理出席	副所長	高橋博巳
	新潟地方气象台	台長	安藤正	代理出席	次長	原三弘
	上越森林管理署	署長	山崎政美	出席		
第2号	上越地域振興局	地域整備部長	田辺敏夫	出席		
	〃	農林振興部長	今井伸行	出席		
	〃	健康福祉環境部長	中野誠	出席		
	上越地域振興局妙高砂防事務所	所長	外川忠利	出席		
第3号	上越警察署	署長	田村昌三郎	代理出席	警備課長	渡辺哲郎
	妙高警察署	署長	椿勝一	代理出席	警備課長	大滝昭仁
第4号	上越市	副市長	野口和広	出席		
	〃	理事	市村輝幸	出席		
	〃	総務管理部長	土橋均	出席		
	〃	企画政策部長	竹田淳三	代理出席	企画政策課長	南博幸
	〃	財務部長	池上治樹	出席		
	〃	防災危機管理部長	宮崎悦夫	出席		
	〃	自治・市民環境部長	笹川桂一	出席		
	〃	健康福祉部長	栗本修一	出席		
	〃	産業観光部長	秀澤光夫	出席		
	〃	農林水産部長	川上宏	代理出席	農業政策課長	佐藤潔
	〃	都市整備部長	田中孝司	代理出席	道路課	市川公男
	〃	教育部長	野澤朗	代理出席	教育総務課	勝俣勤
〃	ガス水道局長	宮越浩司	出席			
第5号	教育委員会	教育長	中野敏明	出席		
第6号	上越地域消防事務組合	消防長	浅野克未	出席		
	上越市消防団	団長	大島正春	出席		
第7号	東日本旅客鉄道(株)新潟支社	直江津駅長	廣田淳一	代理出席	副駅長	東條公男
	東日本旅客鉄道(株)新潟支社	高田駅長	竹内幸一	出席		
	東日本電信電話(株)新潟支店	災害対策室長	駒澤一也	代理出席	主査	佐々木恭一
	東北電力(株)上越営業所	所長	荒川聡	代理出席	総務課長	石塚智
	日本通運(株)高田支店	支店長	馬場政人	欠席		
	東日本高速道路(株)新潟支社 上越管理事務所	所長	石崎博之	代理出席	工務担当課長	青木仁志
	一般社団法人上越医師会	会長	服部伸	代理出席	総務課長	崎田郁雄
	北越急行(株)	取締役運輸部長	磯部正昭	出席		
	佐渡汽船(株)	取締役総務部長	臼杵章	欠席		
	公益社団法人新潟県トラック協会	上越支部長 (直江津海陸運送(株)会長)	中田達雄	欠席		
	頸城自動車(株)	社長	山田知治	代理出席	運輸部長	白石雅孝
	(株)新潟日報社上越支社	支社長	渡辺英美子	欠席		
エフエム上越(株)	取締役局長	熊田唯志	出席			
第8号	名立区地域協議会	会長	塚田正	欠席		
	五智3丁目自主防災組織	本部長	増田栄子	出席		

計43名

出席38名(うち代理15名)、欠席5名